

特別定額給付金給付事業について

1 特別定額給付金給付事業とは

国では、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が令和2年4月20日に閣議決定され、令和2年4月30日に特別定額給付金給付事業を含む補正予算が成立した。本事業は、不要不急の外出、店舗営業、イベント等の開催等の自粛を伴う緊急事態宣言が発せられ、不測の収入減や支出増といった影響が強まる市民生活への対応として、全国の市区町村を窓口として実施する。

2 給付対象者

基準日（令和2年4月27日）において住民基本台帳に記録されている者

3 給付額

給付対象者1人につき10万円

4 給権者

住民基本台帳に記録されている者の属する世帯の世帯主

5 申請書発送（予定）

令和2年5月下旬

6 給付開始日（予定）

令和2年6月中旬

7 費用

全額国庫補助（10／10）

※実施にかかる事務費も全額国庫補助